

(目的)

第1条 この要綱は、脳卒中や糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、予防することにより、市民の健康保持増進を図るため、18歳～39歳の健康診査（以下「健診」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 健診を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 八王子市の住民基本台帳に記載されており、健診を受診する年度において18歳から39歳の誕生日を迎える者

ただし、労働安全衛生法等により、本健診と同等の健診を勤務先等で受診できる者は除く。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特別の事情があると認めた者

(受診回数)

第3条 健診は、同一年度内に1回受診できるものとする。

(実施方法等)

第4条 健診は、健診の実施に適切な医療機関等（以下「健診機関」という。）に委託して実施するものとする。

2 健診は個別健診方式とする。

3 市は健診の実施について、概ね健診実施1ヶ月前に周知する。

(申込、受診方法)

第5条 健診の受診を希望する対象者は、市ホームページから電子申請又はハガキ等で申込みをするものとする。

2 市は、前項の申込みを受けたときは、受診要件を確認のうえ受診案内に必要書類を添付して申込者に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、受診券等を健診機関に提出し受診するものとする。

(費用の負担)

第6条 健診を受診する者は、受診の際、2,000円を受診者負担金として健診機関に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受診者負担金を無料とする。

ただし、第3号に該当する者については申し出を必要とする。

(1) 生活保護世帯に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付の受給者

(3) 前年度の市民税非課税世帯に属する者

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が特別の事情があると認めた者

3 前項の申し出は受診前に市へ文書又は電子申請で行うものとし、申し出を受けた市は、本人及び同一世帯員の同意の下に無料事由該当の有無を確認し、その結果を文書で申出者に通知するものとする。

(健診の内容)

第7条 健診は、次に掲げる検査を行う。

(1) 必須検査項目 原則全員を対象に実施する。

ア 問診（現症状、既往歴、嗜好等を聴取する。）

イ 身体計測（身長、体重を測定し、BMIを算定する。）

ウ 理学的検査（視診、打聴診、触診をする。）

エ 血圧測定（聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。）

オ 検尿（随時に採取した尿について、蛋白、糖、潜血を試験紙で検査する。）

カ 血液検査（中性脂肪、HDL-C、LDL-C、AST（GOT）、ALT（GPT）、

γ-GTP、血糖、HbA1c、クレアチニン、尿酸 10項目の検査)

(2) 選択検査項目 医師の判断で実施する。

ア 心電図検査 (安静時の標準12誘導心電図を記録する。)

イ 貧血検査 (白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数 5項目の検査)

(結果説明)

第8条 健診機関は、健診結果を速やかに受診者に説明するものとする。

(健診記録の整理等)

第9条 市は、健診の記録 (氏名、年齢、住所、健診結果等) を整理、保存する。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。